

自賠責保険運用益拠出事業に係る支出細則

一般社団法人 日本損害保険協会

1. 目的

「自賠責保険運用益拠出事業に係る支出要綱」（以下「要綱」という。）に基づき諮問案を策定するにあたり、運用益の有効かつ公正な活用を図ることを目的として、本細則を定める。

2. 支出対象の要件

支出対象は、社会公共性を有する団体等で事業内容、支出額が本資金の支出にふさわしいものでなければならない。

また、事業内容は、次の各項に定める要件を満たすものとする。ただし、自賠責運用益使途選定委員会（以下「使途選定委員会」という。）で特に必要と認められた支出対象についてはこの限りではない。

（1）自動車事故防止対策

- ①自動車事故防止軽減に係わる設備・機材の充実および研究・教育・啓蒙活動のための資金であること。
- ②自動車事故防止軽減効果が高いと認められる事業内容であること。

（2）救急医療体制の整備

- ①自動車事故救急医療に係わる設備・機材の充実および人材の育成その他自動車事故救急医療体制の整備のための資金であること。
- ②支出先が医療機関の場合は、厚生省告示第167号（昭和26年8月22日）に定める6公的医療機関のうち、医業収入以外の補助財源を専ら一般の寄付・補助金に依存する機関であること。

（3）自動車事故被害者対策

- ①自動車事故被害者救済対策に係わる設備・機材の充実および被害者の救済に資する事業のための資金であること。
- ②当該団体等の業務において自動車事故被害者救済関連業務の割合が高いこと。

（4）後遺障害認定対策、医療費支払適正化対策その他の対策

これらの三つの対策に有効と認められる研究・取り組みのための資金であること。

3. 運営手続

（1）事務所管

本資金の運営に係る事務の所管は、一般社団法人日本損害保険協会業務企画部（以下「事務局」という。）とする。

（2）申請

本資金の支出を要望する団体等には、要望理由等を記した申請書の提出を求める。

①申請期限 事務局が定める日とする。

②受付窓口 事務局とする。

③申請書

イ) 申請書の書式はA4版、横書きを標準とし、申請額、使途内容、実施計画および期待される効果等を詳細に記入する。

ロ) 申請書には次の書類を添付する。

あ) 当年度事業報告書（見込み）

- い) 次年度事業計画書
- う) 当年度収支決算書（見込み）
- え) 次年度収支予算書
- お) 定款、寄付行為、その他団体等設立の根拠
- か) 団体等のパンフレット
- き) 役職員・会員名簿
- く) その他必要と認められる書類

(3) 支出決定の通知

支出内容が決定された後は、速やかに、支出先に対し、文書で支出決定の通知を行う。

支出決定通知書には、支出目的、支出額、支出についての条件がある場合はその内容等を明記するとともに、(4)の報告書の提出方について記載する。

(4) 支出対象事業の報告

本資金の支出先に対しては、本資金により実施した事業に関する報告書の提出を求める。

①報告期限 支出対象事業の終了後速やかに報告する。

本資金の支出が複数年度にまたがる場合は、毎年度3月1日を報告期限として報告書の提出を求める。

②報告窓口 事務局とする。

③報告書

イ) 報告書の書式はA4版、横書きを標準とし、実施内容、実施期間、成果・問題点、今後の計画等を詳細に記載する。

ロ) 報告書の徴求にあたっては補足説明に必要と認められる書類の添付を求めることがある。

4. 支出額の目処

上記2(1)～(4)についての当年度の支出総額(案)は、前年度末の運用益積立金残高に前年度の適用利率を乗じて算出される金額から法人税相当額を控除して得られる金額を目処とし、前年度の支出総額および運用益発生状況等を勘案して作成することとする。各保険会社は、その拠出額を各保険会社の前年度の拠出実績や運用益積立金残高等を勘案して決定する。

5. 拠出金の管理

拠出金は、「自賠責運用益支出口」口座を設けて管理する。

6. 運営要領への委任

本細則に定めるもののほか、本細則の実施について必要な事項は、自賠責保険運用益拠出事業に係る運営要領に定める。

7. 改廃の権限

本細則の改廃は、業務委員会の議決によるものとする。

以上

附則

上記4に定める支出額の目処の規定については、将来の運用益発生状況、収支改善のための

運用益取崩し状況、運用益積立金残高の状況に応じて、必要があれば見直しを行うこととする。

制定	1991年12月
改正	1998年10月
	2003年 2月
	2011年 4月
	2012年 4月